

# ぎふセンターだより

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F  
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011  
URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



2016年  
No. 69

## 生活衛生同業組合の活性化について

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長  
岐阜県生活衛生同業組合連合会長  
(岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)

瀧 多賀男



生活衛生同業組合の組織活性化対策については、今や全国的に各組合共通の喫緊の課題として認識され、各般において種々の推進事業に取り組んでいることは、十分ご承知のことと存じます。

国や、全国生活衛生同業組合中央会等においては、全国統一のもとにこの運動を推進するべく、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生活衛生組合等関係団体が各県生活衛生指導センターとの連携のもと、組合加入促進等活性化の推進を重点的に行うこととされ、現在各組合においては、この推進について鋭意取り組んでいることと存じます。

これに関連し、平成27年に全国生活衛生指導センターにおいて「生活衛生組合等に関するアンケート調査」が、関係組合等皆様方のご協力のもと全国一斉に実施されましたので、その結果をここにご紹介し、今後の事業展開の参考として頂ければ幸いです。

### 【アンケート調査結果】

いわゆる「組合非会員」に対する調査において、「組合を知っているか？」の問いには、約48%の方が「知っている・名前を聞いたことがある」と答えています。約半数の方が知っているのですが、これが組合や指導センターの啓蒙啓発活動の成果か、という点、知ったきっかけの54%が「同業者」と回答しており、決してそうではないことがわかります。また、組合非会員のうち「加入したい」は5%に過ぎず、「加入したくない」が39%、「どちらともいえない」が49%と、組合にとっては厳しい結果となりました。

一方、現組合員の調査結果について見てみると、組合を知ったきっかけの70%が「同業者」、また加入の理由については「人脈づくり」や「業界や地域に貢献」など合わせて8割を占めています。これは、現組合員が営業関係の「縁」や地域の「縁」などによって加入されている方が多いのではないかと推察されるところです。

### 【今後の組合活性化】

この調査結果を背景に今後の組合活性化を考えるには、組合自身が真に魅力ある、活力ある組織へと変貌し、それを積極的に外部に発信することで、一般の自発的かつ積極的な加入を促進することが肝要ではないかと考えられます。それには、まず組合員の方が元気で、かつ組合のメリットを感じるような事業を今後展開していき、このために例えば、国の「全額補助金」の制度を大いに活用し、経営上組合員に喜ばれるような事業、また組合や組合員の価値を高めるような事業等を行っていくこともひとつの方法ではないかと考えます。

このような状況のなか、今後とも皆様方のお力添えを頂きながら、生活衛生業界の発展を目指して尽力して参りたいと存じますのでよろしく申し上げます。

# ごあいさつ

岐阜県知事 **古田 肇**



日頃は本県行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの経済情勢は、生産や設備投資は緩やかに増加しており、雇用・所得の改善が続いているものの、スーパーや外食では客単価下落の動きが出ている等、依然として個人消費が振るわない状態が続いております。

皆様方には、こうした状況下におかれましても、各生活衛生同業組合のもとに団結し、岐阜県生活衛生営業指導センターの実施する各種支援事業の活用などを通して、経営基盤の安定・強化を図り、県民の皆様の生活衛生の維持向上に努めていただきたく存じます。

さて、岐阜県では、関ヶ原古戦場について、昨年の3月に「関ヶ原グランドデザイン」を策定し、その一環として、今年の6月には「徳川家康最後陣地」の整備を行い、9月にはアメリカゲティスバーグ国立軍事公園と姉妹古戦場協定を締結する等、関ヶ原古戦場の魅力を発信する様々な取り組みを進めております。また、来年には、養老改元1300年祭など、岐阜県の魅力を皆様に感じていただける様々なイベントの開催も予定しております。10月には、高山祭、古川祭、大垣祭を含む「山・鉾・屋台行事」について、ユネスコ無形文化遺産への登録が勧告され、岐阜県が世界に誇る遺産は、既に登録された4件を合わせて7件となり、岐阜県の伝統や文化が世界から高い評価を受けていることを再確認できました。今後は、遺産の連携を強化し、広く国内外に岐阜県の魅力を発信してまいります。

また、本県では「清流の国ぎふ」創生のための4本柱の一つとして「安全・安心をつくる」という目標を掲げており、今年度も、食の安全を脅かす事態を未然に防止するための監視体制強化等、県民の安心確保のため各種事業に取り組んできております。国における規制改革や受動喫煙対策の見直し等、生活衛生営業を取り巻く環境は、近年、大きく変動しておりますが、県民の安全・安心な生活の維持のためには、今後とも生活衛生営業に携わる皆様のご協力が欠かせないものであることから、県の取り組みにつきまして引き続き温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、挨拶とさせていただきます。

## 秋の叙勲で「旭日双光章」

前公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター理事  
前岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合理事長・前全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会理事

**武藤 八紘 氏**

永年にわたり喫茶飲食業界の中核にあり、組合組織の強化、公衆衛生の維持向上に尽力された、武藤前岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合理事長が、生活衛生に関する功績により秋の叙勲の榮譽に浴されました。

心よりご祝賀申し上げます。

氏は、昭和55年、岐阜県喫茶環境衛生同業組合の理事に就任以来、組合や県連合会さらには全国連合会の中核の要職を務められ、34年にわたり役員として、組合組織の拡充、組合員の環境衛生水準の向上、経営の健全化、合理化等を推進されてきました。

永年にわたるご功績に敬意を表するとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。



## 平成28年度 生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます (敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。

受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

### 厚生労働大臣表彰(5名)

理 容	安八町 乾 静雄	中華飲食業	多治見市 黒田 優
喫茶飲食	多治見市 小島 幸彦	旅館ホテル	高山市 中井 邦夫
クリーニング業	養老町 吉岡 國次		

### 全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(5名)

料 理	岐阜市 平井 良樹	美 容	大垣市 高橋 良和
飲 食	各務原市 安積 保	中華飲食業	岐阜市 川出 正男
社交飲食業	岐阜市 北川紀久男		

## 「岐阜県生活衛生課」からのお知らせ

### 【民泊窓口の設置について】

岐阜県では平成28年9月30日に民泊に関する相談窓口を開設しました。民泊に関する疑問・相談等がありましたら岐阜県生活衛生課(TEL:058-272-8281)までご連絡ください。

#### 《そもそも民泊って何?》

民泊とは、住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して、有償で宿泊サービスを反復継続して提供するもの。

#### 《こんな時にご利用ください》

- 空家や空き室を利用して宿泊サービスを始めたいけど、どこへ相談していいかわからない・・・
- 近所で無許可の宿泊サービスをやっているところがあるので指導してほしい、など。

#### 《民泊に関する相談・情報提供・お問い合わせ先》

- 岐阜県 健康福祉部 生活衛生課 衛生指導係

TEL:058-272-8281(直通) / FAX:058-278-2627 / e-mail:c11222@pref.gifu.lg.jp

- 県ホームページからお問い合わせ頂くこともできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/dobutsu/seikatsu-eisei/11222/minpakusoudan.html>



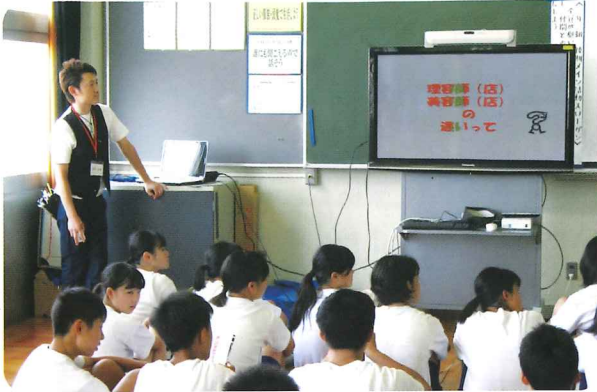
“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の  
安全・安心の目印です。マークのある  
理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、  
Safety(安全)・Standard(安心)・Sanitation(清潔)の  
3つのSをお約束させていただきます。

## 選んで安心 S マークのお店

詳しくは(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

# 岐阜県生活衛生営業指導センターから

## 後継者育成支援事業を開催 ～体験学習(インテンシブ学習)～



理容業・美容業の講義

この事業は、生活衛生業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、学生など若年者へ生活衛生営業の魅力を伝え、理解を深めるとともに、次代を担う後継者育成につなげていくことを目的に実施しています。

これまでは、飲食関係を中心に、一般飲食、中華、寿司、喫茶、食肉、食鳥肉にわたって実施してきたところですが、本年度は、飲食分野を離れて、「理容業」を対象に実施しました。

このため、岐阜県理容組合の協力を得て、去る7月に岐阜市立陽南中学校において、同校の「総合的な学習の時間」の一環として実施される「インテンシブ学習」に参加する形で、理容組合を講師陣に生徒29名を対象に理容の体験学習を実施しました。

最初に、理容業の魅力・イメージPRなど理容業について、ビデオを用いながら講義を行い、先生をモデルとしてカットなどの技術やヘアコンテストのカラフルな髪形を間近で見てもらいました。

その後、生徒が自らウィッグ(マネキン)を使ってカット・セット・シェービング及びエステなど理容技術の体験学習を行いました。

生徒は、はさみ・剃刃の持ち方からウィッグのカット・セット、シェービングなどを実際に体験しながら、興味津々にカットする生徒、恐る恐るシェービングする生徒など熱心に実習に取り組んでいました。また、エステでは特に女子生徒の関心度が高く、きれいになる秘訣に目を輝かせていました。

生徒からは、ヘアコンテストで日本が優勝していることが分かり驚いたこと、カットやセットが難しくびっくりしたこと等、貴重な体験をすることが出来、理美容に興味を持てたなどの意見がありました。



エステの実習

これを機会として、今後多くの若者たちが生衛業に一層興味を持ち、そして、より多くの若者がこの業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するところです。



シェービングの実習



カットの実習

## 経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、県内生衛組合からの推薦により知事が委嘱された方々で、特に生衛業の融資指導に活躍して頂いています。

本年度もこの方々を対象として、「経営特別相談員研修会」を9月上旬に岐阜市内で開催したところ、約50名の特相員の出席を頂きました。

研修内容は、次のとおりです。

### 【生衛業における衛生水準確保等】

生衛業を営むうえで、気を付けなければならない感染症（ノロウイルス・レジオネラ属菌）について、その対策の徹底を図るよう、当指導センター事務局長より説明を行いました。

また併せて、組合の活性化のための一方策として、厚労省の組合を対象とした全額補助金の活用を働きかけ、本年度に既に申請している団体の紹介を行いながら、その利用の促進を図りました。

### 【生衛貸付のポイント】

金融公庫岐阜支店長から、特に組合員向けに行われている、衛経融資、振興事業貸付の制度上の有利な点、特に支払利息も含めた総支払金額の各々の比較について具体的に説明がなされ、資金需要に応じた適切な融資の理解が得られました。



岩崎教授の講演

### 【引き算の戦略～小さな会社を強くする逆転発想】

消費者のニーズが多種多様に広がって、飲食業などそのサービスメニューが飽和状態にある昨今ですが、経営の突破口を目指すべく、静岡県立大学経営情報学部教授の岩崎邦彦氏を招へいし、これまでの常識を打ち破る新しい経営哲学について、お話しを頂きました。

これは、現在のサービスメニューをよりシンプルにするために「引き算」の戦略を立てて、経営の集中により新たな顧客需要を掘り起こす、というものです。これには、参加者からも新鮮味をもって多くの共感を頂き、アンケートでは、多くの方から大変参考になった等好評な意見を頂きました。

## 組合だより



### 旅館ホテル組合

#### ●「民泊」の新たな法制度整備に係る要望

最近急増する訪日外国人観光客の関係で、逼迫する大都市部の宿泊需給への対応から、住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる「民泊サービス」が脚光を浴びていることは、ご承知のことと存じます。

政府においては、観光立国への推進の観点や、人口減少、都市空洞化といった地域活性化の観点から、その対策が検討され、近く法制度化の動きがあります。

このような状況のなか、衛生管理面からの安全性の確保、地域住民とのトラブル防止といった問題点が指摘されており、なかんずく旅館業法における位置づけ、既設事業者との関連等、関係法制度の整理が重要と思われれます。

このことから新たな法制度化に向けて、当組合では次のとおり要望事項をとりまとめ、県選出の国会議員等に対し、組合役員により要望活動を行いました。



#### (要望内容)

- 近隣住民の不安解消と宿泊者の安全・安心の確保  
～住宅管理者による確実な管理、管理者や関係事業者の情報公開、監視の強化、安全性の確保のための基準設定等
- 旅館業法に基づく既存業態との公平な競争への配慮  
～年間提供上限日数の履行確保や宿泊者数の規制、現行旅館業法と同程度の安全性確保のための基準設定
- 地域の実情に応じた制度の運用  
～条例等で、自治体の判断による地域独自の追加規制等の設計・運用
- 民泊制度の円滑な運用の確保  
～地方の意見反映、住民や関係者への周知、国や自治体間での情報共有や実効性のある管理体制の構築



## 社交飲食業組合

### ●オリジナルカクテル「ピンククローバー」の提供

毎年10月に岐阜市内で開催される「信長まつり」では、去年に引き続き、組合オリジナルカクテルの「ピンククローバー」のPRのため、柳ヶ瀬本通り「柳ぶら楽市」において当組合が出店しました。

このカクテルは、岐阜県産のレンゲリキュールや長良川沿いで作られる天然白ワイン等地元を材料を組み合わせ独自にカクテルされたものです。

今回は、この「ピンククローバー」のほか、おつまみとして「わかさぎの南蛮漬」やオードブル各種、「れんげ蜂蜜」、「長良産のぶどう酒」、さらには生ビールなども販売して、大変な盛況となりました。



ピンククローバーの出店



## 飲食組合

### ●組合員獲得のため、組合案内ポスターを掲出

組合では、組合員に対するサービスの一環として、業務用食品スーパーと提携し、ポイント加算等の優遇策を実施しています。

11月の組合活動推進月間の実施にあたり、新たな組織拡大策として、この店舗を訪れる飲食関係事業者に対し、組合加入勧誘のためポイントプレゼント等新規加入特典キャンペーンを行うこととして、この業務用スーパー県内全店舗において組合案内ポスターを掲出しました。

**岐阜県飲食組合加入**

20の特典つき まなものは次のとおり

- 1 業務用食品スーパー **アマカ** いつでも**ポイント2倍**。  
加入特典 ポイントプレゼント実施中!
- 2 あなたのお店ホームページを  
スマホ検索**GPSでカンタン**に  
探せます。(無料掲載)
- 3 事業資金借り入れ**日本公債**  
だから低金利です。  
無担保、無保証人、公庫面談不要の制度も有りです。
- 4 もしもの時に、お客様を守る**食中毒賠償**に加入できる。  
安い年間掛金2,060円(月額172円)から
- 5 あなたのお店を**繁盛**へ!! 何もしないでは、何も変わらない

取組の経営でチャンスに変えられるか  
あなたの経営力が今、問われている  
チャンスはチャンス!

ワンストップ解決!  
経営と営業の支援が重要  
あらゆるピンチを  
未然に防ごう!

組合では、ワンストップでの  
窓口強化を目指して  
総合的な相談を受け  
相談が一化されて便利

岐阜市金園町4-20  
岐阜県飲食組合 TEL.058-240-5619

●本部加入 月額 300円 又は、●本部加入 年払い一括で 6,000円

組合案内ポスター

## お店でのカラオケ・生演奏・BGMの 著作権手続きはお済みですか?

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用される  
お店のご経営者の方は、JASRACへ  
著作権の手続きが必要となりますので、  
下記の支部までお気軽に  
お問合せください。



### 著作権使用料の例

●カラオケ (客席面積33㎡まで)

月額 3,500円

●BGM (店舗面積500㎡まで)

年額 6,000円

※別途消費税相当額が加算されます



一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部  
〒450-0003 名古屋市市中村区名駅南1-24-30  
名古屋三井ビル本館13F  
Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594

## 21世紀—— 観光岐阜の アミューズメントをリードする 岐阜観光グループ

### ● パチンコ・スロット部門

パチンコ  
スロット **OH Ichioku** OH一債

スロット **Aladdin** アラジン

スロット **Major KURONO**

スロット **Major OONO**

### ● 飲食部門

レセプションバー **ムーランルージュ**

### ● パーキング部門

岐阜観光 **PARKING OH**

岐阜観光 **PARKING OH** 西郷ヶ瀬  
PARKINGI PARKINGI

### ● サービス部門

G.K.K **ケロやんショップ**



## 岐阜観光株式会社

岐阜市若宮町4丁目8番地 TEL.(058)265-5416(代)

# 国の全額補助金活用の取組み事例の紹介

## 料理組合

### ●道の駅との連携による料理業の情報発信

料理組合では、本県が「道の駅」を55施設(全国第2位)有し、県内をくまなく網羅していることに着目して、パンフ「道の駅がお勧めするGIFUの美味しいお店」を10万部発行し、道の駅や観光地を通じて情報発信することとしました。また併せて、岐阜県の食材や郷土料理を掲載することにより、地域の豊富な食材を扱う地域料理店の紹介を行うことで、岐阜の知名度を盛り上げ、日本人観光客のみならず今後益々増加する訪日外国人の集客力向上を支援して業界の振興・活性化を図ります。

また、今後は、好評だった「外国人おもてなしマニュアル」の第2版(フランス・タイ・ベトナム語等)の作成や組合員に対して集客効果のアンケート調査も実施していきます。



道の駅の紹介



道の駅がお勧めする GIFUの美味しいお店

## 飲食組合 (東海北陸ブロック) 7県合同

### ●東海7県合同による融資制度早わかり冊子作成

訪日外国人の増加により、飲食店等外食に対する需要は観光地を中心に大きくなっています。組合員店舗においてもこれに対応すべく、店の増築や改装等の融資計画が多くなってきました。飲食組合では今回、東海北陸ブロック(岐阜県・愛知県・静岡県・三重県・福井県・石川県・富山県)の各飲食組合が合同で、この事業を実施することとしました。

この内容は、設備資金や運転資金の借り入れについて、飲食業に絞った融資制度(衛経貸付)のガイドブック(早わかり冊子)を作成し、組合員がより利用しやすい制度の普及を図ることです。この冊子は、具体的かつわかりやすいことを基本に、飲食業の現場に立った具体例の記述など、すぐに利用できることを目指しています。この冊子が、各組合職員の経営指導を助け、また融資のメリットを享受できることで、組合加入を促進するよう期待しております。



融資制度早わかり冊子

## 中華飲食業組合

### ●点心創作メニューのアイデアレシピ集作成

岐阜での中華料理の年間消費額は、最近の統計によると、横浜市より多く神戸市に次いで全国第3位となっています。このことから組合では、特に一般の方に手軽に食される点心料理メニュー(餃子、焼売、春巻き、小籠包、肉まん等)に注目し、この一層の普及とともに、新しいメニューを紹介しながら中華料理のさらなる消費拡大を図っていくこととしました。

内容としては、特に調理学校の生徒、食物関係の高等学校の生徒等若い人から、コンテストを通して応募のあった、若年層に好まれそうな新しいレシピと、組合員店舗からの新作事例などもとり入れて、「点心創作メニューのアイデアレシピ集」を作成します。これを組合員に配布し、各店舗において既存メニューに新しいレシピを追加して、更なる客層を引き込む等、活性化の支援を行っていきます。



点心・中華料理に創作アイデアで挑む!

## 税務相談のご案内

当指導センターでは生活衛生業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。所得税のほか消費税等に関する相談も行います。

○開催時間: **午後1時～午後4時** ○相談員: 各地区の**担当税理士**

### 税務相談日程表

地区	相談日(平成29年)	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月16日(木)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 <b>名古屋税理士会岐阜北支部</b>	058-263-2273	武井 直志
岐阜南	2月20日(月)	岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階 <b>名古屋税理士会岐阜南支部</b>	058-274-0658	小林 和美
大垣	2月16日(木)	大垣市今宿6-52-16 ソフトピアジャパン ドリームコア219 <b>山中勝彦税理士事務所</b>	0584-77-6870	山中 勝彦
関	2月17日(金)	関市一本木町71-1 <b>名古屋税理士会関支部</b>	0575-24-6093	安田 政生
多治見	2月16日(木)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 <b>名古屋税理士会多治見支部</b>	0572-25-4444	鈴木 仁史
中津川	2月16日(木)	中津川市昭和町1-1 ホット保険ビル2階 <b>屋敷育孝税理士事務所</b>	0573-67-9511	屋敷 育孝
高山	2月20日(月)	高山市江名子町521-8 <b>小川純二税理士事務所</b>	0577-32-3921	小川 純二

## 税務署からのお知らせ

### 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、



**マイナンバー(12桁)の記載が必要です!**



**本人確認書類の掲示又は写しの添付が必要です!**

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 **個人番号カード**(番号確認と身元確認)

例2 **通知カード**(番号確認)+ **運転免許証、健康保険の被保険者証**など(身元確認)

(注) 控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧くださいか、  
最寄りの税務署にお問い合わせください。





## 「岐阜県県民生活相談センター」からのお知らせ

## 景品表示法 ご存知ですか？

景品表示法は、不当表示や不当景品から消費者の利益を保護するために制定されました。

景品表示法は、商品・サービスの品質や内容、価格等を偽って表示することを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限するなどし、消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守る法律です。

**表示とは** …… 消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

- チラシ、パンフレット、カタログ
- 新聞、雑誌、出版物、テレビ、ラジオCM
- インターネット上の広告、メール
- 容器、パッケージ、ラベル
- ポスター、看板
- ポップ広告 等

**不当表示とは** …… 不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

## ① 優良誤認表示

例えば、ブラックタイガーを車エビと表示するなど、商品・サービスの品質等の内容について「**実際のものや競争事業者のものよりも著しく優良である**」と、消費者に誤認させる表示です。

## ② 有利誤認表示

例えば、常にセール期間を設けたり、特売価格に対比して実際に販売したことのない価格を通常価格と表示するなど「**実際のものや競争事業者のものよりも著しく有利である**」と、消費者に誤認させる表示です。

## ③ その他誤認されるおそれのある表示

例えば、特価で販売できる商品が著しく限られているのにその旨を明示しない「**おとり広告に関する不当な表示**」など、内閣総理大臣が指定しています。(6つの告示があります。)

**景品類とは** …… 顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭などのことを指します。

- 例えば、来店されたお客様に景品類を提供したり、くじ引きで景品類を提供したりする場合の景品類には、限度額が定められています。
- 限度額を超えて提供することは、景品表示法違反となりますのでご注意ください。

**事業者が講ずべき7つの措置** …… 表示を行う事業者全てに課せられています。

- 事業者は、表示等の適切な管理のため必要な体制の整備その他の必要な措置(7つ)を講ずることが課せられています。
- ① 景品表示法の周知・啓発
- ② 法令遵守の方針等の明確化
- ③ 表示に関する情報の確認
- ④ 表示に関する情報の共有
- ⑤ 表示等を管理する担当者を定めること
- ⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置をとること
- ⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

**違反した場合** …… 行政は、景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合は調査を行い、その結果、違反行為が認められると、違反行為の差し止めなど必要に応じた「**指導**」や「**措置命令**」を行います。また、一定の条件に該当する場合は、金銭的な不利益を課す「**課徴金の納付命令**」を行う場合もあります。

- ご相談ください 景品表示法に関する相談窓口  
岐阜県環境生活部県民生活相談センター（事業者指導係）  
〒 500-8384 岐阜市藪田南5-14-53（ふれあい福寿会館第1棟5階）  
☎ 058-272-8204 FAX 058-277-1005

## 日本政策金融公庫からのお知らせ

JFC 日本政策金融公庫

## 本年度国の補正予算により 新たに拡充された制度のご案内

## 【拡充の概要】

- 生活衛生関係の事業を営む方が訪日外国人旅行者対応に必要な資金について、**特別利率B(振興計画認定組合の組合員の方は、設備資金について特別利率J(特別利率C-0.15%))を適用**

	振興事業貸付※	一般貸付
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、訪日外国人旅行者対応を行う方	
お使いみち	訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金および運転資金	訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金
融資限度額	設備資金：1億5,000万円 ～7億2,000万円 (業種により異なります) 運転資金：5,700万円	設備資金：7,200万円～4億円 (業種により異なります)
ご返済期間	設備資金：20年以内(店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものは30年以内) 運転資金：7年以内	設備資金：13年以内(一般公衆浴場業は30年以内)
貸付利率	設備資金：特別利率J (特別利率C-0.15%) 運転資金：特別利率B	設備資金：特別利率B

※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方がご利用いただける制度です。

## 【お使いみちの例】

	お使いみちの例
設備資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語表記による案内看板等の設置に必要な資金</li> <li>・訪日外国人旅行者向け送迎車両等の購入に必要な資金</li> <li>・外国語ホームページ、アプリ等の構築に必要な資金</li> <li>・クレジットカード対応機器、データ通信端末等の設置に必要な資金</li> </ul>
運転資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する語学研修等に必要な資金</li> <li>・外国人対応スタッフを雇用するために必要な資金</li> </ul>

※ご利用にあたっては、「訪日外国人旅行者対応計画書」をご提出いただきます。

### お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年1.9% 固定金利(平成28年5月10日現在) / 【ご返済期間】 15年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

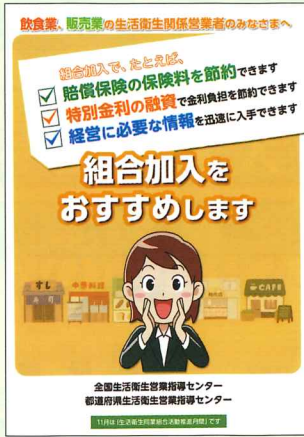
【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財) 教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター：0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656までお問い合わせください。

# 生活衛生同業組合への加入促進活動について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年度においても、各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して普及啓発活動を展開したところです。



全国指導センター作成ちらし

県指導センター作成ちらし

●岐阜県には次の14種類の組合があります。お気軽にご相談下さい。

## 組合に加入して、お店の繁栄と経営の安定を図りましょう!

組合名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	瀧 多賀男
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	吉田 弘
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	河本 敏明
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
 岐阜県鮪商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

# 組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、或いは経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用下さい。

**参考** 最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円 ●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

## 組合加入者限定融資

### 振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：7億2,000万円以内  
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)  
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.11%～  
運転：0.61%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合または  
県生活衛生営業指導センターまで

### 生活衛生改善貸付

**無担保・無保証**で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)  
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.16%  
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合または  
県生活衛生営業指導センターまで

## 組合未加入者向け融資

### 一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ  
運転資金はありません
- 借入限度額 設備：4億円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：1.16%～  
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

### 融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、平成28年11月16日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。  
●借入限度額は、業種によって異なります。

**公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター**  
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F  
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。